

事 務 連 絡

平成24年9月11日

各都道府県廃棄物行政主管部(局) 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

### 使用済家電製品に係る指導事例の共有について（周知）

日頃より家電リサイクルの推進にご理解・ご協力いただき、感謝いたします。  
さて平成24年5月11日付け事務連絡でお願いしておりました、使用済家電製品に係る指導事例の収集につきましては、多くの指導事例の情報をご提供いただき誠にありがとうございます。合計23都道府県から65事例のご提供をいただきました。

その中から、別紙のとおり、事業者の活動に改善がみられた事例を中心に取りまとめさせていただきます。

貴都道府県での指導・取締りのご参考としていただきますよう、お願い致します。また、貴管内市町村（政令市を含む）への情報提供をお願い致します。

なお、環境省では不用品回収業者が集めた使用済家電（家電4品目以外も含む）をスクラップにして輸出する業者に対して、廃棄物処理法第10条第1項及び第15条の4の7第1項の規定に基づき、廃棄物の未確認輸出として取締りを強化してまいります。貴自治体において不用品回収業者等を指導する場合にはご注意ください。

今後とも、違法な不用品回収業者又は資源回収業者（スクラップ業者）に対する厳しい指導、監督をよろしくお願い致します。

【別紙】 使用済家電製品の不用品回収業者に対する地方公共団体の指導等事例について

番号	都道府県市町村等	事例	概要	対応の経過	今後の対応	その他	該当
1	北海道 札幌市 東区	S社	平成24年3月28日、札幌市東区S社(S氏)家電リサイクル料金を徴収し、回収した家電製品を自宅で解体し、清掃センターに一般ゴミとして排出しているのではないかという旨の情報が旭山保健環境衛生課地域環境係に届いた。現場担当者も同行し現地調査を行った。現状は新町及び本町の店舗の周囲にテレビ・冷蔵庫等が山積みとなっており、また本町店舗裏の河川敷地にも家電製品のほか、様々な不法投棄とみられる物が散乱していた。S氏本人に確認したところ、店舗周辺の家電の全部がリサイクル料をもらったものでなく、リサイクル料を徴収した家電は立寄町のY社に搬入しており、また、河川敷地の物に関しては、自分のものではないという回答であった。店の周りの家電製品については少くも回収していき、店頭の確認した。その後3度の現地調査を経て改善がなされたため、改善指導書による行政指導(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導ではない)を行い、S氏から6月20日までに処分する旨の改善計画書の提出を受けた。	3月28日旭山保健環境衛生課地域環境係へ、本件に係る情報提供があり、町・旭山保健環境係、南保健山清掃センターが同行し、現地確認及びS氏本人へ事情聴取した。4月26日再度現地確認を行い、旭山保健環境係及び本町の同店舗周辺に野外保管されている家電製品については再使用の目的で運ばない粗大な取扱いにあり、警察に通報しなればならない状況であることをS氏に伝え、5月の連休明けに再度現地調査を行い、改善の余地が見られない場合は警察に通報することを伝える。河川敷地の管理は、函館建設管理部なので、現場から情報提供すること。多少片付けられた形跡は無いものの、大きな改善はされていないため、書面による改善計画や事務手続きが発生することを伝える。5月21日再度現地調査を行うものの、改善されていないため、町より書面にて(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に基づく改善計画書の提出を行った。5月29日S氏より6月20日までに処分する旨の改善計画書の提出があった。	・町は、現地ハットロールを鑑別し、状況を確認する。 ・改善計画書にある期限の6月20日までに処分が終了しない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき報告徴収を行い、罰金等を報告徴収する。 ・改善計画書の提出を求め、それでも改善されない場合は、改善命令等の処置を検討する。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ○	
2	北海道 北見市 走町	E社	E社は平成23年7月の一か月間、家電等を無料で回収すると折り返し、広告で宣伝し、新築市呼んで回収を行った。E社は、回収に当たってすべて無料で引取り(廃棄物ではなく有価物である)と主張したため、明らかに(廃棄物処理法)に抵触する旨の通知が送られた。当市は市に相談して対応していかねばならないと判断し、平成24年3月19日付で環境省通知が送られたことにより、平成24年度も同様の手続きを行うこととした。E社から、営業しても問題ないが事前に問い合わせがあった。	3月27日E社のK氏来庁、以下問い合わせ内容。3月19日付環境省通知について、新築市の見解を聞きたい。通知と市に照会したい。平成23年に行ったような方法(市場性のない家電を回収する、野ざらしで保管する等)では、新築市としては廃棄物として判断せざるを得ない。その際には警察に相談することも考えている。近隣の市町村では今までも変わらないうち、保管方法を認めてくれたり、他所はどうか知らないので、新築市は通知と照会したい。品目を限定したり、保管方法を認めた場合はどうか。品目、保管方法により判断が分かれるところであるため一概に良いか悪いか今言うことはできない。営業の方法が固まった時点で、相談してほしい。	・新築市内でのE社の動向の情報収集。その他不用品回収業者の情報収集と現地視察。警察との連携 ・処分・警察との連携 ・当該業者を立件するに至った	・都道府県と市町村にて連携し実施した ○	
3	青森県 八戸市	K社	八戸市田向地区で土地を借り、家電不用品と見られるものを無料回収という形で行っているとの通報があり現地確認。	同様の事例が年間に1~2件程度ある。見つけ次第、同様の指導を行う予定。現在は市の指導のみで撤廃する業者がほとんどであり、再発もあまりない。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ○		
4	青森県 八戸市	I社	八戸市河原地区で土地を借り、家電不用品と見られるものを無料回収していた。すべて屋外において	同様の事例が年間に1~2件程度ある。見つけ次第、同様の指導を行う予定。現在は市の指導のみで撤廃する業者がほとんどであり、再発もあまりない。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ○		

5	青森県	五所川原市	M社	広域農道沿いで、不用品の無料回収をやっているがよいかと、市民からの匿名の電話連絡があった。現地を確認した結果、廃棄物を取り扱っている可能性が高かったため行政指導をした。	現地を確認した際、入り口に「無料回収」の旗を設置して、廃棄物製品や廃タイヤ、自動車等が多量にあった。従業員に話しを聞いたところ、新聞で折り込みチラシを配布して営業活動を行っているという。その集められた品物は定期的に秋田からトラックで回収をしに来て、その後それらから金属類を採取し、売却して利益を得ている。営業形態等を確認した結果、廃棄物処理法に抵触することを伝える。撤収するよう指導した。行政指導から1週間後に現地を確認したところ、そこにあった大部分が処分されており、業者とそれを確認した。	去年は同様の事案が1件もなかったが、一昨年に3件あった。対応は今回と同じように説明して即撤収してもらっている。同じ業者が当市で再営業していることは現在ない。ただ、近隣市町ではその業者が営業している事例が見られるので、市町村内でも「無料回収」について認識に温度差があるように思われる。この種の営業をするためには営業活動をする市町村から一般廃棄物処理業の許可を得る必要がある。当市の基準では許可を得ることができないので、今後も現地調査をした上で、適切な場合は撤去を促していく。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ○ ・当該業者の活動に改善が見られた ○ ・当該業者を立件するに至った ○ ・都道府県と市町村にて連携し実施した ○ ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った ・都道府県と市町村にて連携し実施した ○ ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った
6	秋田県	由利本荘市	K社	無料回収を謳い、一部有料による回収の疑いがあったもの	料金を徴収している以上、家電リサイクル法における更生ルートで処理すべきものであり違法との判断から、即日中止を口頭通告。一時、回収物を放置したまま、音信不通となったが、土地賃借人や仲介人が調整して撤去、当事者も撤去し原状回復により土地返還。	不動産会社に対し、無料回収による買戻の要請があった場合は、内容等確認させて頂くため、契約する前に情報提供を要請。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ○ ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った ・都道府県と市町村にて連携し実施した ○ ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った
7	秋田県	由利本荘市	E社	無料回収を行っている場所からのごみの飛散について、住民苦情あり。実施について、当該業者より事前に相談されていたもの。	相談を受けた際、実施については、家電4品目については、リサイクルルートが確立されているので、回収品目には入れないこと、無料回収といえど、廃棄物と思われるような物を回収したり、無造作な積み込み状況になれば、法に抵触する旨、伝達、実施中止を口頭にて要請していたもの。軽微、周辺住民からの苦情もなくなった。家電4品目については、即時、回収の中止を要請。また、売却している事実を確認するため、売却している証書等の確認を要請し、買取り先の明細書の提示を受ける。一般的にこみのごみの飛散が生じている以上、草使用の目的に過ぎないとの判断から、口頭による即時改善要請。時期が冬期間と言いうこともあり、回収自体は終了、回収物をシートで覆い、飛散を防止することとした。同時に、速やかに撤去、撤去を行うよう口頭要請。	シート設置によるごみの飛散措置は徹底され、緊急措置としては、撤去された。今後については、廃棄物の該当性の判断について、詳細にわたり調査する必要がある。	・警察と連携し実施した ○ ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った

指導  
継続



11	栃木県	さくら市	S社	平成24年4月25日「S社」について市民から栃木県東北環境森林事務所へ情報提供があり、東北環境森林事務所からさくら市環境課に情報提供があった。その内容を踏まえ対象地の巡回及び電話による聞き取り調査と指導を行った。	市職員と監視員による対象地の巡回を行うとともに、平成24年6月4日及び6月5日に業者に対し電話による聞き取り調査と違法性についての指導を行った。業者は「産廃と五物営業の許可を保持している」「リサイクルも目的で営業しているの何もないんだ」と等と申し立て業務の正当性を主張したが、「正当性・違法性は市担当者が判断するので立入検査を行いたい」と告げたところ、「全然来まないのだから休業した」とのことであったため、予定していた東北環境森林事務所との合同立入検査は中止した。また林業中であることは巡回時に確認している。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	○
12	栃木県	岩舟町	N氏	一昨年の10月より岩舟町大字和泉地内和泉交差点付近において「エコエロ」不用品の無料回収の看板を掲げて拠点回収を行っていた。平成24年6月12日に岩舟町で立入検査を実施し、回収物に使用済み家電リサイクル法対象製品があり、廃棄物に該当することを確認したので、回収の中止と残存物の処分業者者に指導した。	平成24年6月12日事業者のN氏に連絡し、立入り検査を実施し、家電リサイクル法対象製品が野外に野積みされていることを確認し、「無許可での一般廃棄物の収集に当たり、回収を中止、残存物を処分するよう」と指導した。N氏は了解した。6月14日、家電リサイクル法対象家電製品は、すべて撤去されていることを確認した。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	○
13	埼玉県	川越市	G社	「無料回収」と称したチラシを配布し、空き地にのぼりなどを立てて家電製品等の回収を行い、回収物を野積みしていた。	平成24年3月22日、当該通知を受けて現地へ赴き、業者に通知のコピー等を手渡し、早急に撤去するよう求めた。その後、所轄の交番に事情を説明し、定期的なパトロールを依頼した。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	○
14	東京都	葛飾区	M社	2011年11月頃から、A社と名乗る業者が空き地(私有地)で「無料回収(と書かれたのぼりを立て、家電等(家電製品を含む)を無料で引き取り)を行っている。一度は引き取った品目ごとに家電等を保管はしているが、雨よけ等は無く雨ざらしの状態で置かれている。本年2月に一旦営業を中止していたが、5月に再度引き取りを開始した。	以前から存在は確認していたが、無料で家電等を引き取っているという点もあり、廃棄物を許可なく扱っているという明確な根拠が無かったため、積極的な指導を行えていなかった。しかし、平成24年5月19日付の環境省通知を受け、雨ざらしで保管している状況では使用済み家電製品でも廃棄物であるという判断をする旨を業者に対して説明を行った。その結果、遅くとも7月中旬までに区内の空き地から撤収するという連絡を受けた。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	○
15	神奈川県	横浜三浦市、葉山町	Y社	Y社(長野県松本市)は、平成24年2月24日から5月8日までの間、家電等を無料で回収すると、新聞折込チラシで宣伝し、管内の3全境(横須賀、三浦、葉山)で不用品の回収を行った。当該行為は廃棄物処理法に抵触(無許可での廃棄物の収集)するものと考えられることから、家庭ごみ(一般廃棄物)をもととする2市1町が足並みを揃えて対応するため、所管する3市1町が足並みを揃えて対応するため、横須賀三浦市が廃棄物回収センターが連携・調整して、回収物が警察(所管署生活安全課)と連携し、回収物が警察(所管署生活安全課)と連携し、平成24年3月9日付に環境省通知「使用済み家電製品(家電4品目)等については、①野が保管されているなどの再使用の目的に適さない種類を取り扱い又は②廃棄物処理基準に適合しない方法による処分がなされない場合は廃棄物に該当するものとし、各自自治体に対し廃棄物に基づき積極的な規制を求めている。各市町によると、現時点(4/23)で同社による不用品回収は行われていない。	2月24日三浦市から本件に係る情報提供及び相談(回収物が廃棄物に該当するか否か)があった。3月7日、9日各市町とともに、外部から各会場への搬入・搬出(無許可営業)のおそれがあることを確認した。3月30日各会場一斉に合同立入検査を実施(各所轄警察が会場外で待機)、家電等が野外に保管されていることを確認。同日中に同社代表N氏(三浦市)と横須賀市で対応。4月3日同社取締役の氏が本庁(横須賀三浦市)に同社代表N氏(三浦市)と横須賀市で対応。15/8まで回収することになった以上、法違反でも確認する」と主張したが、無許可で一般の廃棄物の収集に当たることを横須賀市が再度指導した。1氏は、その場で横須賀市に出向き、同社生活安全課から「重開したら立件の方向」との説明を受け、「営業再開はしない、5/8に最終確認し残存するものは責任をもって処理する」と返答した。	・市町は、現地パトロールを継続し、回収中止の状況を把握する。三浦市環境総合センターは、横須賀三浦市と連携し、現場において、関係者への情報提供を行う。 ・市町は、現地パトロールを継続し、回収中止の状況を把握する。三浦市環境総合センターは、横須賀三浦市と連携し、現場において、関係者への情報提供を行う。 ・不用品回収業者による不正な処理ルート対策については、環境省作成マニュアル「ポスター」を活用して住民周知を図るよう、市町に働きかけるとする。	○

16	新潟県	佐渡環境センター 佐渡市	M社	M社は、平成22年4月頃より、当センター管内で事業を開始。回収物の廃棄物を移動しながら不用品回収を継続。平成24年4月2日、M社社長が来所し、3月19日通知に従い、使用済家電の回収を中止する旨を当センターに伝える。当センターは既に回収している家電の処理を指示。平成24年6月、回収拠点に家電のないことを確認。	平成22年4月頃より、当センター管内で事業を開始。回収物の廃棄物を移動しながら不用品回収を継続。平成24年4月2日、M社社長が来所し、3月19日通知に従い、使用済家電の回収を中止する旨を当センターに伝える。当センターは既に回収している家電の処理を指示。平成24年6月、回収拠点に家電のないことを確認。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	○
17	新潟県	新潟県(新潟県環境センター)、 五上市	K社	・五上市船越地区でテレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコンなど回収。回収したテレビはプラウン管、鉄、蓋などに分けて、蓋蓋などを売却。 ・プラウン管の処理には処理料金を請求されたため、現地で保管中。 ・当該事業は、回収場所の土地所有者からの申し立てにより対応した。	5月24日立入調査を実施。環境状況を確認し、回収物の引取りは廃棄物処理業許可が必要を説明し、早急にテレビ、冷蔵庫、洗濯機の適正処理を指導。これに対し、相手は家電の回収権限がない県に指導されることに納得がいかないことを申し立てた。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	○
18	富山県	富山市	R社	国の24.3.19通知が出された直後に、市内で複数の無料回収拠点を設けていたR社の代表者(H氏)から電話があり、通知の内容に抵触する営業形態は、廃棄物法等に違反することになるのかと問い合わせがあった。	本部の土地・建物の所有者に対して、管理責任がある旨を説明し、A社代表者の連絡先も確認するが不明であった。後日、土地所有者の代理人(行政書士)と残留物の処理等について5月中旬に面談する予定であったが実行されていない。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	経過観察
19	富山県	富山市	M社	定期レポートにおいて、国の24.3.19の通知の内容を説明し、回収物の保管方法、回収物の破壊、家電4品目については回収を行わないよう指導を行った。	国の通知は知らなかったが自分の営業形態で何が問題なのかと聞かれたため、左記の概要を説明したところ、次の排出(輸送)前からは順番に整理していく。また無料回収の旨も減り届けも少ないので、古物商の許可を取り中古車の事業をしようかと考えているとのことであった。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	経過観察
20	石川県	加賀市	O社	加賀市内内道沿いで、不用品等無料回収を2010年夏頃より行っている事業者に対して、これまで指導を行ってきたが、当該通知を受けて、石川県・加賀市各別・数量等を調査した。その際、野外保管等されていた家電製品についてはリユースでできないものとして廃棄物との判断をした。その場で、これ以上の回収の停止と回収済みの不用品についての処分を文書指示し、不用品の種類別・数量、引取り元、処分先等の報告(18条報告)を求めた。その後、同事業者は、回収は行っており、回収済みの不用品の処分を進めているところである。	加賀市及び及び県は監視を続け、不用品の撤去の進捗がないことを確認する。 ・報告(予定)の不用品の数量と撤去の数量を合致することを確認するとともに違法な処分が行われないよう引取り額を指導を続ける。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	○
21	山梨県	甲府市	A社	平成22年1月に甲府市内にある事業所で、家電リサイクル法の対象品目等を無料で回収する旨を新聞折り込みチラシにより宣伝のうえ、無料回収を実施。また当該事業所では、家電リサイクル法の対象品目をリユースできない状態で保管したり、廃棄物と混ざりし品目と新して取り扱うなど、不適切な状態を確認。	平成22年1月、県と甲府市の合同で立入り調査を実施。不用品の回収については、古物商の範囲で行い、廃棄物に該当する品目を取り扱わないよう指導。以降、月1回の頻度で立入り調査を実施。保管状況等に改善が見られた。 ○平成24年3月、甲府市と合同で立入り調査を実施。家電リサイクル法の対象品目について、適正に保管していることを確認。	・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った	○

22	静岡県	松崎町	T社	平成24年3月1日、3月1日から31日までの間、松崎町内の国道136号線の個人の所有地において家電・ハイテク・パソコン等の無料回収を行う旨のチラシが松崎町及び西伊豆町の新聞折り込みに入った。このチラシには、業者はリサイクルすることが目的であるため、廃棄物として持ち込まれることに対しては、受け取り不可との文言が含まれていた。	静岡県立健康福祉センターに相談したところ、この業者は既に1月に西伊豆町で事業を行っていた経緯があったと聞いたため、西伊豆町に対して対応を確認した後、古物の回収もあつたと思われるので松崎警察署にも相談した。この時点で、回収したものは野積みされたが、チラシの内容では特に問題もないのではないかと判断したため、業者に対し、資料での引き取りの有無や売却先等の事情聴取を行った。後に住民から規格外の品物に対し、有料で引き取ってほしいという情報が入ったため、警察に相談した後、回収場所へ赴き、業者に今後回収の情報が決まり、野積み状態であったこともあり、業者に国の基準が示されたことを通告し、立ち退き期限を定め退去してもらった。	記載なし	○
23	愛知県	愛知県知多郡東郷町	J社	昨年頃から大府市長草町管内で無料回収・無料受取を行っていた。回収物(家電含む)は野外で粗雑に保管されており、当該行為は廃棄物処理法に抵触(無許可での廃棄物の取集)するものと考えられていることから、連絡を受けた知多郡東郷町と市と市で対応することとし、業者等に回収の中止と、残存物の処分・保管方法を指導した。現況(6月21日)としては撤去途中の状態にある。	4月19日匿名の男性から、騒音と解体作業に関する相談が知多郡東郷町と大府市に入り、同日県民センター職員と市職員とで現地訪問。家電等が野外に保管されていることを確認。作業員がJ氏は不在であったため、電話連絡し翌日に西会することとした。4月20日県民センター職員と市職員とで再度現地訪問。J氏に廃棄物処理法違反(無許可営業)にあつた可能性がある旨を伝え、回収の中止と残存物の処分・保管方法を指導した。J氏からは、今日から少しずつ撤去し、6月末までに全て撤去することの返答を得た。	市が現地パトロールを継続し、撤去の進捗・回収物の保管状況を把握する。環境省作成チラシ・ポスターを活用して、違法不用品回収について周知を図る。	○
24	愛知県	幸田町	K社	幸田町大字幸谷坂下地内(雑種地)において、K社のK氏(日本語が話せない)が家電電を含む不用品の回収を行っていた。	4月27日に西三河県民事務所の担当も同行してもらい、現地でK氏に話したが、日本語が伝わらないため、会話が出来なかった。5月11日にK氏が日本語を話せる姉とともにも幸田町役場に来庁。廃棄物(家電電等)は回収しないようになりと指導。K氏は姉に通訳してもらい、廃棄物になるようものは、回収しないかと回答した。	定期的に、見回り廃棄物を回収しているようであれば再度指導を行う。	○
25	愛知県	愛知県、弥富市	A社	家電リサイクル製品を含んだ廃棄物を回収して解体しているが違法ではないかと苦情があり、弥富市と合同で立ち入り。買い取ったものを場内集積し輸出していること主張。廃棄物処理との区別について指導。	6月7日弥富市と合同立ち入り。個人的持ち込みや事業所から頼まれて引き受けていると主張したため、中古品として使用可能なものを監視する以外で、部品取り等は廃棄物処理に当たるとの許可が必要と口頭指導。中古品で買い取り後故障した場合などはどうなるかと問われ、買い取ったものとして家電リサイクル法に基づいて処理することと主張。廃棄物処理との区別について指導。	経過を監視していく。	経過観察
26	愛知県	豊橋市	D社	当該事業者は平成23年9月17日から平成24年5月31日までの間、本市において回収拠点を設置し家電等の回収を行っていた。当該行為は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に抵触するおそれがある事から、本課において右記の対応を行った。	現地確認後、本課において事業者からの金銭やりとりや、回収方法を聞き取り「廃棄物の該当性の判断について説明を行い、法に抵触する等がないよう指導し、誓約書を出させた。また今年度に入り、立ち入り調査を実施。家電等の保管状況の確認と「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」の内容を説明し、本通知に合致する内容でなければ、廃棄物に該当し、無許可での一般廃棄物の取集にあつたことを再度指導した。	継続的なパトロールの実施 ・無料回収を終了する場合 には、事前に本課に連絡するよう指導し、残存物の処分を徹底する。	経過観察

27	京都府	龜岡市	M社	<p>龜岡市内において、平成21年頃から家電等の不用品を無料で回収している。京都府南丹保健所管内には他にも無料回収を行っているところがあるので、平成22年10月21日付け環境省大臣官房からあった通知「使用済み家電製品の適正な処理の確保について」に基づき、適正な対応を進めるため、京都府南丹保健所管内市、京丹波町、船井郡新管理組合、亀岡市も担当を実施した。平成22年12月15日に南丹保健所及び亀岡市の担当者で現地調査を行ったが、現状では適法性は確認出来なかった。平成24年9月19日付け「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について」(通知)に基づき、3月23日に再度現地調査を行った。</p>	<p>平成24年3月23日、現地調査。責任者に面談。家電4品目を屋外保管、乱雑に蓄積していたため環境省からの通知内容を説明、押し退け、現状では、境内にある家電4品目が廃棄物とみなされる可能性が高くなる恐れが強化されることをご理解されることを促した。責任者は当該通知については知らなかったとの回答。後日、目視確認をしたところ整理されていた。</p>	<p>定期的に、目視確認を行う。市広報部に「廃棄物の適正な処理を要する。不適切な不用品無償回収業者にはご注意」のテロップを定期的に掲載。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った</p>	○
28	京都府	亀岡市	E社	<p>亀岡市内において、平成22年頃から平成24年9月まで家電等の不用品を無料で回収していた。京都府南丹保健所管内には他にも無料回収を行っているところがあるので、平成22年10月21日付け環境省大臣官房からあった通知「使用済み家電製品の適正な処理の確保について」に基づき、適切な対応を進めるため、京都府南丹保健所、南丹市、京丹波町、船井郡新管理組合、亀岡市の担当者において、平成22年12月3日に情報・意見交換会を実施した。平成22年12月15日、南丹保健所及び亀岡市の担当者で現地調査を行い、廃棄物処理法に抵触するようない処理方法を行っていないことを確認した。平成24年3月19日付け「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について」(通知)に基づき、3月23日再度現地調査を行った。</p>	<p>平成24年3月23日、現地調査。責任者に面談。家電4品目を屋外保管、乱雑に積載していたため環境省からの通知内容を説明、責任者は、当該通知については承知しており、3月1日付けは以前で廃棄を終了すると回答。後日、目視確認したところ営業が終了していた。</p>	<p>引き続き監視を行い、保管基準の遵守と家電4品目を取り扱わないことを指導する。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った</p>	○
29	大阪府	八尾市	E社	<p>不用品回収及び集荷業者を営んでいる。金属を主体とする建設廃棄物及び電気機器類を重視し、不用品回収業者から、トレーラーで積出先により破砕したのち、トレーラーで積出先により回収している。敷地面積約2,500㎡。家電4品目取扱いはあり。産業廃棄物収集運搬業(積替えを含まない)の許可あり。</p>	<p>さっかには市底からの苦情(金属くず等の飛散及び付近市道における不法廃棄物の増加)、H22年11月及びH23年4月に立入りを各1回実施。H23年4月には、金属資源化を目的とする家電4品目の取扱い(買い取りを含む)を行ってほならないこと及び「雑品」の保管に際しては廃棄物の保管基準を遵守するよう指導。その後、保管方法(高さ)の改善を確認。</p>	<p>自社ヤードで破砕等を行っている現場を確認できない場合、処理基準違反を指摘し、廃棄物と認定することが困難。リユース品の流通実態を調査の上、雑品にリユースされるものを除き、家電4品目は取り扱わないよう指導を進める。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った</p>	○
30	大阪府	阪南市・泉南市・東淀川区市・岸和田市・豊岡市	T社	<p>不用品回収業者・訪問回収と拠点回収の両方を行っている。産業廃棄物及び一般廃棄物に限り、不用品回収業者も処理業許可はない。</p>	<p>平成24年5月22日現在、K社から適正に処理が完了したことで文書により報告している。適正な処理を確認したのち、市と連携して監視を継続する。</p>	<p>自社ヤードで破砕等を行っている現場を確認できない場合、処理基準違反を指摘し、廃棄物と認定することが困難。リユース品の流通実態を調査の上、雑品にリユースされるものを除き、家電4品目は取り扱わないよう指導を進める。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った</p>	○
31	大阪府	堺市	K社	<p>不用品回収及び集荷業者を営んでいる。自転車及び電気機器類を専ら、トレーラーで積出先に向けて出荷している。品物の多くは整然と保管されている。車庫の原型のまま輸出しているとみられるが、一部は車庫より破砕・圧砕等している。敷地面積約2,700㎡。家電4品目の取扱いはあり。産業廃棄物及び一般廃棄物に限り、不用品回収業者も処理業許可はない。</p>	<p>平成24年5月22日現在、K社から適正に処理が完了したことで文書により報告している。適正な処理を確認したのち、市と連携して監視を継続する。</p>	<p>自社ヤードで破砕等を行っている現場を確認できない場合、処理基準違反を指摘し、廃棄物と認定することが困難。リユース品の流通実態を調査の上、雑品にリユースされるものを除き、家電4品目は取り扱わないよう指導を進める。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った</p>	○

32	兵庫県 洲本市	洲本市 A社	<p>Aは洲本市五色町Cで、使用済家電製品等を無料で回収していたが、近隣住民から苦情が出たため、回収した使用済家電製品等を洲本市五色町Bへ移動させた。また冷蔵庫のモーター部分やテレビのフランク部分の一部を抜き取り、現在は外部のプラスチック管のみが残っている状況。当該行為は、廃棄物処理法に抵触（無許可での廃棄物の収集）するものと考えられるため、兵庫県淡路市長局環境課と連携し、残存物の処理をAIに指導した。</p>	<p>H24.2.13 市環境整備職員2名、県淡路市長職員2名で洲本市五色町B他に立ち入り検査を実施。作業員2名から以下の内容を聴取した。○Aが冷蔵庫回収の拠点にしていた五色町Cから持ち込んだ。○土地所有者には了解の上、廃家電を置いている。 H24.2.17 代表者Aと電話で連絡を取り、撤去は5月5日頃の予定であると同答。 H24.5.15 近隣から冷蔵庫を分離して出るフランクが散乱していると言情を受け、市環境整備職員2名、県淡路市長職員4名で立ち入り検査を実施。現場を確認するが、テレビ、冷蔵庫の外側だけが残り、すべて持ち出されている状況。代表者Aと連絡が取れないため、土地所有者に電話し、AIに連絡を取ること、状況確認を行いたいので、5月18日に現場で立ち会うよう依頼した。 H24.5.16 土地所有者からAの携帯電話番号と大阪にいたとの連絡が入る。AIに電話をするが不出。 H24.5.18 市環境整備職員2名で立ち入り検査を実施。現場に変化がないため、土地所有者にフランク等を回収するように再度依頼する。Aから電話が入る。5月22日の午後1時30分から現場に立ち会うこととした。 H24.5.22 Aから本日は来られないとの連絡あり。休みが定まっていないので、約束できないとのこと。現場の廃家電の確りもいので、必ず連絡を入れることと、Dも同席することと、Dも同席することと、Dも同席することと、急の予定ではAIに早急に連絡するよう伝えると約束した。</p>	<p>洲本市は、兵庫県・警察と連携し、早期に残存物の状況確認を行い、処分をするよう指導を継続する。また、島内の他の場所でも同様に使用済家電製品等を無料で回収していることであるため、近隣市とも協力し早期解決を図る。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った</p>	○
33	広島県 呉市	名称なし	<p>呉市宮浦町内海部6丁目不用品を無料回収する旨の看板が立てられており、不用品(冷蔵庫、自転車等)が見られたが、無人のためチラシがイドラインを置いて帰った。後日、電話で指導した。</p>	<p>平成24年9月28日発見。平成24年6月12日、雨ざらしのテレビ数十台、冷蔵庫数台を確認。平成24年6月22日訪問、無人のため、チラシとガイドラインを散置。平成24年6月25日着函に記載してある携帯電話番号へ電話した。本日撤去作業を開始し、今月中に撤去を終了すると話した。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った</p>	○
34	鳥取県 鳥取市	A氏	<p>平成24年4月15日(日)米子市大崎地区内において、車両により冷蔵庫(テレビ、洗濯機、ビデオデッキ)の回収を行っているところを偶然の市職員が確認した。古物商(行商)の許可あり。顧客との金銭の授受等については不明。</p>	<p>照会文書に対する回答内容が不十分であったため、A氏から再問い合わせ。古物として買い取りしたもの以外は、無料回収との回答であったが、廃棄物の無許可収集の可能性もあるため、経過観察とする。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った</p>	○
35	鹿児島県 薩摩川内市	D社	<p>1会場で電化製品の無料回収を行っていた。近隣Gメンと合同で現場確認を行った。</p>	<p>定期的現場確認を行う。</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った</p>	<p>・都道府県と市町村にて連携し実施した ・警察と連携し実施した ・当該業者の活動に改善が見られた ・当該業者を立件するに至った</p>	○

4/28回収を中止し、閉鎖されていた。